

高等教育の修学支援新制度実施に伴う
芸術学部入学時納付金の取扱いについて（ご案内）

文部科学省において新たな高等教育の修学支援制度が実施されることとなり、この制度の具体的な内容が発表されました。

つきましては、当該制度（授業料等減免）を利用する場合の本学芸術学部の入学手続について、下記のとおり定めましたので、ご案内申し上げます。

記

1. 対象者について

在学する高等学校等を通じて独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）に、新しい修学支援制度（給付型奨学金）の予約採用に申請し、候補者に決定（12月の結果発表前の場合は、申請中の方も含む）した方。

2. 入学手続について

1) 入学金の納入

入学手続期間中に、入学金（250,000円）のみを本学の指定の口座に納入してください。

※お振込みいただいた入学金は、本学へ進学し授業料等減免制度の採用が決定された後、残りの初年度納付金の差額分に充当（返還金が生じた場合は、2020年7月以降に返還予定）します。

2) 必要書類の提出

入学手続期間中に、以下の書類①と、ア)またはイ)のいずれか1つを追加してご提出ください。

書類の提出がない場合は、同制度の適用が認められなくなり入学時納付金全額の納入が必要となりますのでご注意ください。

① 大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書
（本学所定書式） ※2020年度芸術学部入試合格者への郵送物に同封いたします。

ア) 給付型奨学金候補者決定通知書の写し

イ) 提出した給付型奨学金の予約採用申請書の写し（アの書類をまだ受け取っていない場合）

※候補者決定通知を受け取りましたら、速やかに大学にご提出ください。

3. 残りの入学時納付金の納入について

2020年4月中旬に正式な採用が決定されますので、6月に残りの入学時納付金の請求（減免額と入学金を差し引いた）を行います。その際に、所定の期日までの納入をお願いいたします。

【本件問合せ先】

芸術学部入試課 TEL: 0120-466-233
（祝日を除く月～金 9時～17時）